

## 議案第33号

### 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例

幕別町企業開発促進条例（昭和61年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「斡旋」を「あっせん」に改める。

第2条第1号中「次に掲げる」の次に「施設で、」を加え、「供する施設」を「供するもの」に改め、同条第2号中「工業団地」の次に「及び忠類地域（幕別町役場支所及び出張所設置条例（平成17年条例第28号）第2条に定める忠類総合支所の所管区域をいう。）」を加え、同条第3号中「所得税法施行令」を「事業場の新設又は増設に係る所得税法施行令」に、「第6条第1項第1号」を「第6条第1号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (7) 本社機能移転 町外に本社を有する事業場が幕別町内に事業場を新設し、本社機能（事業場の総務、統括部門をいう。以下同じ。）を幕別町内に移転すること又は幕別町内に既設の支店等を増設して町外の本社機能を幕別町内に移転することをいう。

第3条を次のように改める。

（助成の対象）

第3条 助成の措置は、次の各号に掲げる者に対して行う。

- (1) 次に掲げる事業場の新設又は増設をする者

イ 指定地域に立地する事業場にあつては、投資額が500万円以上のもの

ロ 指定地域以外に立地する事業場にあつては、次に掲げるもの

(イ) 前条第1号イに該当する事業場で、投資額が5,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの

(ロ) 前条第1号ロ及びハに該当する事業場で、投資額が3,000万円以上で常時雇用する従業員数が5人以上のもの

(ハ) 前条第1号ニに該当する事業場で、投資額が1億円以上で常時雇用する従業員数が10人以上のもの

- (2) 町長が定めた工業団地において幕別町土地開発公社（以下「公社」という。）

から土地を取得する者（前号に該当するものを除く。）

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 本社機能移転促進補助金

第4条第2項中「前条第1号に規定する者」を「前条第1号イに規定する事業場の新設又は増設をする者」に改める。

第5条第1項中「第3条各号」を「第3条第1号」に改め、同項第2号中「第3条第2号に該当する者」を「第3条第1号ロに該当する事業場」に改め、同条第2項第1号中「第9条」を「第10条」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条（見出しを含む。）中「斡旋」を「あっせん」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「受けたもの」を「受けた者」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出しを「(変更手続)」に改め、同条第3号中「相続・譲渡・その他の事由」を「相続、譲渡又はその他の事由」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項各号列記以外の部分中「公社から土地を取得した者」を「土地を取得した者（町長が定めた工業団地にあつては公社から取得した者に限る。以下同じ。）」に、「指定地域以外の」を「指定地域以外において」に、「第3条第2号」を「第3条第1号ロ」に改め、同項第1号中「公社から」を「指定地域において」に、「第3条第1号に該当するもの」を「第3条第1号イに該当する事業場の新設又は増設をしたもの」に改め、同項第2号中「公社から」を「指定地域において」に改め、「第3条第1号に該当しないもの又は指定地域以外の土地を取得した者で」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 指定地域以外の土地を取得した者で第3条第1号ロに該当する事業場の新設又は増設をしたもの 100分の15

第7条第2項第1号中「公社から土地を取得した者」を「前項第1号又は第2号に該当する者」に改め、同項第2号中「指定地域以外の土地を取得した者で第3条第2号に該当するもの」を「前項第3号に該当する者」に、「第3条第2号」を「第3条第1号ロ」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第3条各号」を「第3条第1号」に、「第3条第2号に該当する者」を「第3条第1号ロに該当する事業場」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(本社機能移転促進補助金)

第6条 前条第1項の補助金の対象となる事業場で、本社機能移転を伴う場合、同項第2号の額に100分の20を乗じて得た額を補助金として交付する。ただし、2,000万円を限度とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の幕別町企業開発促進条例の規定に基づく助成の措置は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業場の新設又は増設をする者及び土地を取得する者について適用し、施行日前に事業場の新設又は増設をした者及び土地を取得した者については、なお従前の例による。